第三十五条のうち、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える改正規定中「一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項」を「一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項」に、「一の二　市町村長」を「一の三　市町村長」に改め、同法別表第四中一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える改正規定中「一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項」を「一の五の項を一の六の項とし、一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項」に、「一の二　市町村長」を「一の三　市町村長」に改める。

第五十四条のうち、次世代育成支援対策推進法第七条第四項の改正規定中「聴き、かつ、内閣総理大臣に協議する」を「聴く」に改め、同法第九条の改正規定の次に次のように加える。

第二十二条の見出しを「（主務大臣）」に改め、同条第一項及び第二項中「国家公安委員会」を「内閣総理大臣、国家公安委員会」に改め、同条第三項を削る。

（母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の一部改正）

第十五条　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を削り、同条第二項中「基本方針」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十一条第一項に規定する基本方針（次項及び第三項において「基本方針」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第十一条第二項第三号に規定する自立促進計画（以下この項において「自立促進計画」という。）を策定する同号」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条の見出し中「母子福祉団体等」を「母子・父子福祉団体等」に改め、同条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体その他」を「母子・父子福祉団体等」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第十六条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十三の項及び四十四の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同表の四十五の項中「母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金」に改める。

別表第二の二十六の項及び三十の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭自立支援給付金」を「給付金」に改め、同表の六十三の項及び六十四の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同表の六十五の項及び八十七の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭自立支援給付金」を「給付金」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十七条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第一の七十三の項の改正規定中「被保険者に係る届出」を削る。

第十九条のうち、住民基本台帳法別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定（同表の五の七の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項」に改め、同改正規定（同表の五の八の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「の母子家庭自立支援給付金」を「（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金」に改め、同改正規定（同表の五の九の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「（同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）又は同法」を「、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第三の七の項の次に次のように加える改正規定（同表の七の六の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「（同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法」を「、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは」に、「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項」に、「の母子家庭自立支援給付金」を「（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金」に改める。

第十九条のうち、住民基本台帳法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定（同表の四の七の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項」に改め、同改正規定（同表の四の八の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「の母子家庭自立支援給付金」を「（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金」に改め、同改正規定（同表の四の九の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「（同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）又は同法」を「、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第五の九の項の次に次のように加える改正規定（同表の九の六の項に係る部分に限る。）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「（同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法」を「、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは」に、「第十七条」を「第十七条第一項、第三十一条の七第一項」に、「の母子家庭自立支援給付金」を「（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金」に改める。

第十八条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七十八号中「及び」の下に「父子並びに」を加える。

第十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

政令

政令第百六十五号

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。